



和歌山県PRキャラクター
「きいちゃん」

ご案内

～ 和歌山県中小企業融資制度とは ～

県内の中小企業の皆さんに、経営の安定化や事業の活性化に必要な資金を円滑に調達していただくために、県と金融機関、信用保証協会が協力して行う融資制度です。

中小企業の皆さんの負担を軽減するため、「低利・固定・長期」の資金とし、信用保証料についても県が一部負担しています。

こんなときにご利用ください

<ul style="list-style-type: none">・小規模な設備の導入や原材料の仕入など、一般的な事業資金が必要・福利厚生施設や組合共同施設を整備する設備資金や運転資金が必要	➡	①振興対策資金
<ul style="list-style-type: none">・経済情勢の悪化で売上や粗利が減少した、又は未収債権が発生した・自然災害により被災し、市町村長の罹災証明を受けた・特定中小企業者（セーフティネット保証）の市町村長の認定を受けた	➡	②経営支援資金
<ul style="list-style-type: none">・耐震補強や消防用設備の導入など防災対策を行いたい・新エネルギー、省エネルギー、自家発電設備等の施設を導入したい	➡	③安全・安心推進資金
<ul style="list-style-type: none">・短期の決済資金が必要・自然災害により被災し、市町村長の罹災証明を受けた	➡	④短期決済資金
<ul style="list-style-type: none">・小規模企業者※であり、無担保、保証人なしで資金を調達したい※従業員20人以下（商業並びに宿泊業及び娯楽業を除くサービス業は5人以下）	➡	⑤小企業応援資金
<ul style="list-style-type: none">・新規開業したいので開業資金が必要・金融機関及び経営革新等支援機関の支援を受けて開業したい	➡	⑥新規開業資金
<ul style="list-style-type: none">・月々の返済負担を少しでも軽減したい・特定中小企業者（セーフティネット保証）の市町村長の認定を受けた・金融機関及び経営革新等支援機関などの支援を受けつつ、事業の立て直しを図りたい	➡	⑦資金繰り安定資金
<ul style="list-style-type: none">・事業を承継する際に、または事業承継を契機に資金が必要	➡	⑧事業承継支援資金
<ul style="list-style-type: none">・雇用拡大や中核人材の確保により事業を拡大したい・新たな設備を導入し生産性を向上したい・観光関係施設の増改築やリフォームを行いたい	➡	⑨成長サポート資金
<ul style="list-style-type: none">・地震等の大規模災害により被害を受けたので復旧する資金が必要	➡	⑩災害復旧対策資金

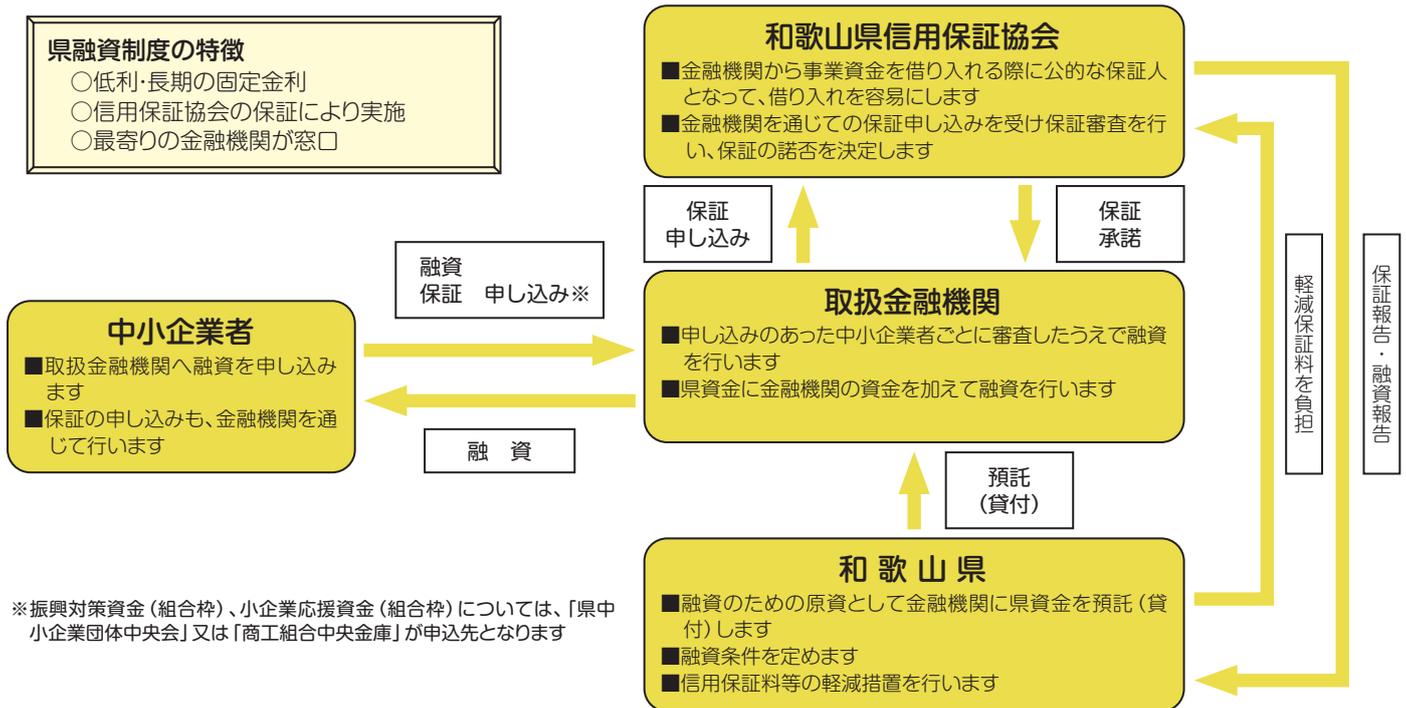
詳しくは和歌山県ホームページ「和歌山県中小企業融資制度のご案内」をご参照ください。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/gyoumu/kinyuu/sangyoushien.html>

（ホームページからは申込書等のダウンロードも可能です。）

県の融資制度の仕組み・申し込み方法

県・金融機関・県信用保証協会が協力し融資を行います。



融資の申込資格

県内に事業所を有する中小企業者(個人、会社、組合、特定非営利活動法人等)で次の条件を備えている方が利用できます。

1. 中小企業者の範囲(資本金又は従業員のどちらかの要件を満たしていること)

業種	資本金	従業員
製造業等(運送業・建設業を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業を含む)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
医療法人	-	300人以下

政令指定業種

業種	資本金	従業員
ゴム製品製造業(一部を除く)	3億円以下	900人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
ソフトウェア・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下

- 融資申込日現在において、県内で事業を行っていること(許認可等を要する業種は、原則としてこれを受けていることが必要)ただし、新規開業資金については、創業に関する具体的な計画を有し、県内で新規に事業を開始しようとする方を含む
- 和歌山県信用保証協会の保証対象業種であること(農業・林業(一部を除く)、漁業、金融業・保険業(一部を除く)、サービス業の一部などは対象となりません)
- 県内の事業所等で必要となる資金の融資を受けようとする方であること
- 県税等(国税や市町村税を含む)の滞納がないこと
- 和歌山県信用保証協会の保証を付けること(一部資金を除く)

和歌山県信用保証協会の保証対象とならない場合

- ①銀行取引停止処分を受けている方(第1回不渡りを出して6か月を経過していない方を含む)
- ②協会の代位弁済を受け、その求償債務を完済していない方(ただし、求償権消滅保証の要件に該当する場合を除く)
- ③破産・民事再生・会社更生等法的手続開始の申立中及びそれらの適用を受けている方(ただし、事業再生保証制度の要件に該当する場合を除く)
- ④協会の保証付融資について延滞等債務不履行がある方
- ⑤休眠会社(休眠組合)や、営業活動の実態が認められない方
- ⑥反社会的行為者またはその共生者

責任共有制度について

信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆さんを支援する制度です。

原則として、すべての保証が責任共有制度(信用保証協会80%、金融機関20%)の対象ですが、一部の制度については対象から除外されており、信用保証協会が100%の保証をします。

和歌山県信用保証協会について

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、内閣総理大臣と経済産業大臣から認可を受け設立された法人です。中小企業者等が銀行その他金融機関から貸付等を受ける際に、その債務につき保証を実施することにより中小企業者等の金融の円滑化を図り、その健全な発展に寄与することを目的としています。

【保証が受けられる資格】

県内に住所・店舗・工場・事務所を有する中小企業者（ただし、農業・林業（一部を除く）、漁業、金融業・保険業（一部を除く）、サービス業の一部などは除外されます）及びこれらの者が組織する組合

【保証料】

ご負担いただくのは信用保証料だけです。責任共有制度の対象となる保証料率は原則年0.45%~1.90%、責任共有制度の対象外となる保証料率は原則年0.50%~2.20%となっており、中小企業者の経営状況や保証制度によって適用料率が決まります。

【保証人・担保】

保証人：個人……原則不要（ただし、必要に応じ徴求する場合があります。）
 会社・組合……原則代表者のみ（ただし、必要に応じ徴求する場合があります。）
 担保：必要に応じ担保を差し入れていただくことがあります。

県融資制度における保証料率・保証限度額について

中小企業の皆さんの負担を軽減するために保証料の一部を県が支援（負担）しています。

1. 保証料率区分表

保証料率は、中小企業者・組合の経営状況（CRDモデルの指標）に応じて、1~9のいずれかの区分となります。数値は融資額に対する年率（%）

資金名	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
①小企業応援資金 (小口枠)	保証協会所定保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	県負担による軽減	▲0.70	▲0.55	▲0.40	▲0.25	▲0.10	—	—	—	—
	県融資制度適用保証料率	1.50	1.45	1.40	1.35	1.25	1.10	0.90	0.70	0.50
②事業承継支援資金 (承継特別支援枠・ 経営承継借換枠)	保証協会所定保証料率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
	県負担による軽減	▲0.35	▲0.30	▲0.20	▲0.10	▲0.05	—	—	—	—
	県融資制度適用保証料率	0.80	0.70	0.65	0.60	0.55	0.50	0.40	0.30	0.20
③その他の資金	保証協会所定保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	県負担による軽減	▲0.60	▲0.50	▲0.35	▲0.20	▲0.05	—	—	—	—
	県融資制度適用保証料率	1.30	1.25	1.20	1.15	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45

- ※1 事業承継支援資金(承継支援特別枠・経営承継借換枠)について
 ②の保証料率区分表は、事業承継ネットワーク内の経営者保証コーディネーターにより、事業承継判断チェックシートの必要項目を満たすと判断された場合に適用されます。
- ※2 資金繰り安定資金(経営力強化枠)について
 一般保証における保証料率より一区分低い料率が適用されます(責任共有制度対象外の借入金を借り換える場合は区分表①、責任共有制度の借入金を借り換える場合は区分表③)。それに伴い、県負担による軽減も一区分低くなりますが、責任共有制度対象外の借入金を借り換える場合は県補助率を据え置いた優遇措置としています。ただし、9区分の場合や、財務諸表がなくCRD評点が算出できない場合等は、一区分低い料率の適用はありません。
- ※3 資金繰り安定資金(借換枠)について
 セーフティネット保証(経営安定関連保証)第1~4号及び6号を利用する場合、保証協会所定保証料率は0.90%、適用保証料率は0.60%になります。
 セーフティネット保証(経営安定関連保証)第5, 7, 8号を利用する場合、保証協会所定保証料率は0.80%、適用保証料率は0.50%になります。

2. 保証料率表(保証料固定の資金)

数値は融資額に対する年率（%）

	短期決済資金	経営支援資金		小企業応援資金	新規開業資金		資金繰り安定資金			成長サポート資金
	(流動資産)	(セーフティ1~4,6号)	(セーフティ5,7,8号) (危機対応)	(特小) ※4	(創業・再挑戦)	(創業サポート)	(セーフティ1~4,6号)	(セーフティ5,7,8号) (危機対応)	(再生計画) ※5	(チャレンジ応援) ※6
保証協会所定保証料率	0.68	0.90	0.80	1.00	1.00	1.00	0.90	0.80	0.80または1.00	0.80または1.15
県負担による軽減	▲0.24	▲0.30	▲0.30	▲0.30	▲0.30	▲0.30	▲0.30	▲0.30	—	▲0.30
協会負担による軽減	—	—	—	—	—	▲0.20	—	—	—	—
県融資制度適用保証料率	0.44	0.60	0.50	0.70	0.70	0.50	0.60	0.50	0.80または1.00	0.50または0.85

- ※4 小企業応援資金(特小)については、融資対象が特定非営利活動法人である場合、保証協会所定保証料率は0.85%、適用保証料率は0.55%になります。
- ※5 資金繰り安定資金(再生計画)のうち、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合の保証協会所定保証料率は1.00%になります。
 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間は国の補助により信用保証料は0.2%になります。
- ※6 成長サポート資金(チャレンジ応援)のうち、融資対象の「4.」~「10.」に関する方については、表1.③によります。

3. 保証限度額

一般保証の保証限度額(2億8,000万円)

国が定める特別保証※7の保証限度額(2億8,000万円)の内枠

普通保証	2億円以内
無担保保証	8,000万円以内
無担保無保証人保証	2,000万円以内

プラス

普通保証	2億円以内
無担保保証	8,000万円以内
無担保無保証人保証	2,000万円以内

※7 国が定める特別保証制度(例：セーフティネット保証・災害関係保証など)で、一般保証とは別枠で利用できます。

資金	枠	融資対象	資金 使 途	融資限度額
① 振興対策資金	一般	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている方	設備資金 運転資金	1億円以内 8,000万円以内
	組合(注)	次のいずれにも該当する方 1. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体その他商工組合中央金庫の融資対象となる組合及びこれらの組合員 2. 和歌山県中小企業団体中央会の指導員による指導を継続して受けている団体又はその構成員にあっては、中央会会長の推せんを受けた方	福利厚生施設整備資金 設備近代化資金 組合共同施設設備資金 協業化諸施設設備資金 運転資金	組合 1億円以内 組合員 5,000万円以内
	環境保全	「和歌山県中小企業一般融資振興対策資金(環境保全枠)融資借入申込に係る対象施設等認定要領」に基づく対象施設等を整備するものであって、同要領に基づく知事の認定を受けた方 ただし、NOx・PM法適合車に買い替える場合は、知事の認定不要	環境保全施設整備等に 必要な 設備資金 運転資金 (運転資金はアスベスト関連施設に限る)	5,000万円以内

資金	枠	融資対象	資金 使 途	融資限度額
② 経営支援資金	一般	次のいずれかに該当する方 1. 事業活動に支障を生じているものとして知事が定める不況業種を主たる事業とする方 2. (公財)わかやま産業振興財団に下請企業として登録している中小企業者であつて、別途定める取扱基準に基づく同財団理事長の証明を受けた方 3. 最近3か月の平均売上高又は平均売上高総利益が過去3か年のいずれかの同期に比べ5%以上減少している方(注3) 4. 破産手続開始、民事再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始の申立て(以下「破産等の申立」という)を行った企業又は銀行取引停止処分を受けた企業(以下「倒産企業」という)との取引で次のいずれかに該当する方のうち、倒産企業が破産等の申立を行った日又は銀行取引停止処分を受けた日から1年以内に融資申込みを行う方 (ア) 倒産企業に対して50万円以上の売掛金等の未収債権(以下「未収債権」という)を有する方 (イ) 倒産企業に対して有する未収債権が50万円未満であるが、全取引額のうち倒産企業との取引額が20%以上の方 5. 暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の罹災証明を受けた方	設備資金 運転資金	8,000万円以内
	セーフティ	「中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号(セーフティネット保証制度)」の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方		8,000万円以内
	危機対応	「中小企業信用保険法第2条第6項(大規模な経済危機、災害等により売上高等が減少)」の規定に基づく特例中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方		8,000万円以内
	伴走支援	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少した方が金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む場合にご利用いただけます。(詳細はリーフレット又は和歌山県ホームページをご参照ください。)	設備資金 運転資金 返済資金 (保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金)	4,000万円以内

資金	枠	融資対象	資金 使 途	融資限度額
③ 安全・安心推進資金	防災対策推進	次のいずれかを実施する方 1. 事業用建物の耐震補強等、機械・器具等の固定 2. 広告看板、ブロック塀等の耐震対策及び落下防止対策等 3. 危険物・毒劇物等関係施設の安全性向上のための改修 4. 防災備蓄倉庫、避難階段の整備 5. 消防用設備の設置・改修 6. 自家発電設備、蓄電池、応急給水資機材等の整備・改修 7. 耐震診断の受診 8. 企業防災計画・事業継続計画の策定、事業継続力強化計画の策定・実施	設備資金 運転資金	2億円以内
	エネルギー政策推進	次のいずれかの施設等を整備する方 1. 新エネルギー利用施設 2. エネルギー効率化設備 3. クリーンエネルギー自動車及びクリーンエネルギー自動車燃料供給施設 4. 自家発電設備、蓄電池	設備資金 運転資金	設備資金 1億円以内 運転資金 8,000万円以内

融資利率	信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	備 考
金融機関所定 (ただし、上限 年2.90% 固定金利)	年0.45%~1.30%				
年1.90% 以内	P2保証料率区分 表1.③参照 ただし、組合枠は 必要に応じて「要」	設備資金 10年以内 (建物取得等は 15年以内) 運転資金 7年以内	均等分割償還 (据置) 設備 1年以内 運転 6か月以内	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	(注) 組合枠については、受付機関(申込先)は中小企業団体中央会又は商工組合中央金庫となります。
年1.80% 以内	【責任共有制度】				○「和歌山県中小企業一般融資振興対策資金(環境保全枠)融資借入申込に係る対象施設等認定要領」に基づく認定 (担当課:県環境生活総務課 073-441-2674)

融資利率	信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	備 考
年1.40%以内 (注1)	年0.45%~1.30% P2保証料率区分 表1.③参照 (注2) 【責任共有制度】	10年以内	均等分割償還 (据置) 1年以内	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	(注1) セーフティネット保証(経営安定関連保証)第1~4号及び第6号を利用する場合、融資利率は表示より0.2%低い利率が上限となります。 (注2) セーフティネット保証(経営安定関連保証)第1~4号及び第6号を利用する場合、保証料率は0.60%、第5,7,8号を利用する場合、保証料率は0.50%となります。 (注3) 感染症法における「指定感染症」に指定される又は指定されていた感染性の疾病又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等に起因する影響により売上高又は売上高総利益が減少している場合には、最近1か月の売上高又は売上高総利益が過去3か年のいずれかの同期に比べ5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の平均売上高見込み又は平均売上高総利益見込みが過去3か年のいずれかの同期に比べ5%以上減少している方も対象となります。
第1~4,6号 年1.20%以内	第1~4,6号 年0.60% 【責任共有制度対象外】				○特定中小企業者及び特例中小企業者の認定は、本店(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村の商工担当課にお問い合わせ下さい。
第5,7,8号 年1.40%以内	第5,7,8号 年0.50% 【責任共有制度】				
年1.20% 以内	年0.50% 【責任共有制度対象外】		均等分割償還 (据置) 2年以内		
年1.20% 以内	年0.20% (注4)	一括償還 1年以内 分割償還 10年以内	一括償還又は 均等分割償還 (据置) 5年以内		(注4) 信用保証料率は、国の補助により年0.2%となります。ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料率は国の補助対象外となりますので、詳細はリーフレット又は和歌山県ホームページをご参照ください。

融資利率	信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	備 考
年1.20% 以内	年0.45%~1.30% P2保証料率区分 表1.③参照 【責任共有制度】	設備資金 15年以内 運転資金 7年以内	均等分割償還 (据置) 設備 1年以内 運転 6か月以内	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	

資金	枠	融資対象	資金使 途	融資限度額
④短期決済資金	一般	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている方	運転資金	3,000万円以内
	流動資産	次のいずれにも該当する方 1.県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている方 2.流動資産（売掛債権・電子記録債権又は棚卸資産）を保有し、それを担保提供できる方（ただし、棚卸資産は法人に限る）	運転資金 （当該資金（根保証）を継続利用するための既往借入金の返済資金を含む）	3,000万円以内

資金	枠	融資対象	資金使 途	融資限度額
⑤小企業応援資金	一般	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている「小規模企業者（注3）」	設備資金	3,000万円以内
			運転資金	3,000万円以内
	組合（注1）	次のいずれにも該当する「小規模企業者（注3）」 1.中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体その他商工組合中央金庫の融資対象となる組合の組合員 2.和歌山県中小企業団体中央会の指導員による指導を継続して受けている団体の構成員で中央会会長の推せんを受けた方	福利厚生施設整備資金 設備近代化資金 組合共同施設設備資金 協業化諸施設設備資金 運転資金	組合員 5,000万円以内
	小口（注2）	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている「小規模企業者（注3）」		既存の保証協会の保証付き融資残高も含めて 2,000万円以内
	特小	次のいずれにも該当する方 1.「小規模企業者（注3）」の個人、法人、事業協同小組合又は企業組合 2.1年以上引き続き県内において同一の業種に属する事業を行っている方 3.税額のある次の諸税のいずれかが課税され、かつ完納している方 （ア）源泉徴収による所得税以外の所得税（法人の場合は、法人税） （イ）事業税 （ウ）県民税又は市町村民税の所得割又は法人税割 4.協会保証付きの債務（特別小口を除く）がない方	設備資金 運転資金	2,000万円以内

資金	枠	融資対象	資金使 途	融資限度額
⑥新規開業資金（注1）	創業	独立して県内で創業しようとする方（創業後（法人は設立後）5年未満の方を含む）で、次のいずれかに該当する方 1.事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、1か月以内（注2）に個人で創業しようとする方 2.事業を営んでいない個人が創業し、創業後5年未満の方 3.事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月以内（注2）に会社を設立して創業しようとする方 4.事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 5.中小企業者である会社が新たに設立する会社で、創業に関する具体的な計画を有する方 6.会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社であって、設立後5年未満の会社	設備資金 運転資金	3,500万円以内 創業枠の融資対象1、3については、2,000万円超の場合、超過部分相当の自己資金が必要（注3）
	創業サポート	創業枠の対象者に該当する方で、次のいずれかに該当する方 1.金融機関及び経営革新等支援機関※（金融機関を除く）の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定して、独立して創業しようとする方 ※中小企業等経営強化法に基づき主務大臣の認定を受けた経営革新等支援業務を行う者をいう 2.県の創業者等認定制度の認定またはクラウドファンディング活用支援の対象となり、自ら事業計画を策定して、独立して創業しようとする方		
	再挑戦	過去5年以内に経営者として経営状況の悪化により事業廃止または会社解散を行った経験を有して新たに創業しようとする方（創業後（法人は設立後）5年未満の方を含む）で、創業枠の1～4のいずれかに該当する方		2,000万円以内

融資利率	信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	備 考
年1.70% 以内 (注)	年0.45%~1.30% P2保証料率区分 表1.③参照 【責任共有制度】	1年以内	一括償還 又は 均等分割償還 (据置なし)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	(注)「暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の罹災証明を受けた方」は、年1.20%以内
年1.50% 以内 (注)	年0.44% 【責任共有制度】				

融資利率	信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	備 考
年1.40% 以内	年0.45%~1.30% P2保証料率区分 表1.③参照 ただし、組合枠は 必要に応じて「要」 【責任共有制度】	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	均等分割償還 (据置) 1年以内	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	(注1) 組合枠については、受付機関(申込先)は中小企業団体中央会又は商工組合中央金庫となります。 (注2) 小企業応援資金・小口枠においては、融資対象から特定非営利活動法人を除く (注3) 「小規模企業者」とは、従業員数20人以下(ただし、商業並びに宿泊業及び娯楽業を除くサービス業は5人以下)の個人、法人をいいます。
年1.20% 以内	年0.50%~1.50% P2保証料率区分 表1.①参照 【責任共有制度対象外】		均等分割償還 (据置) 設備 1年以内 運転 6か月以内		
年1.20% 以内 融資対象が特定非営利活動法人の場合は年1.40%以内	年0.70% 【責任共有制度対象外】 融資対象が特定非営利活動法人の場合は年0.55% 【責任共有制度】		不要		

融資利率	信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	備 考
年1.20% 以内 女性・若者・シニア・Uターン者の場合は年1.00%以内 (注4)	年0.70% 【責任共有制度対象外】	10年以内	均等分割償還 (据置) 1年以内	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	(注1) 新規開業資金においては、融資対象から特定非営利活動法人等を除く (注2) 認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合は、6か月以内 (注3) 新規開業資金・創業サポート枠の対象者で創業枠の融資対象1、3に該当する方も同様 (例:2,500万円の融資を受ける場合は500万円の自己資金が必要となります。)
年0.50% 以内	年0.50% 【責任共有制度対象外】				(注4) 融資申込み時点で、若者は35歳未満の方、シニアは55歳以上の方、Uターン者は1年前以内に県外から和歌山県に転入された方が対象となります。 ○「認定特定創業支援等事業」とは、創業支援等事業計画の認定を受けた市町村又は当該市町村と連携する創業支援等事業者が、創業を行おうとする者に行う継続的な支援をいいます。
年1.60% 以内	年0.70% 【責任共有制度対象外】				○創業者等認定制度の認定 (担当課:県産業技術政策課 073-441-2354) ○クラウドファンディング活用支援 (担当課:県商工振興課 073-441-2744)

資金	枠	融資対象	資金 使 途	融資限度額
⑦ 資金繰り安定資金	借換	次のいずれにも該当する方 1.融資申込時において、和歌山県信用保証協会の保証付の借入金残高のある方で既往借入金（短期決済資金を除く）を返済しようとする方ただし、原則として元本返済が開始された後6か月以上経過している資金に限る 2.本制度を利用することにより、実質的な月々の返済負担を軽減することができる方 3.据置期間を設ける場合は、据置期間経過後の実質的な月々の返済負担を軽減することができる方 4.資金繰りの円滑化及び経営の安定・改善に向けた適切な事業計画を有しており、本制度の融資期間内での完済が十分見込まれる方		8,000万円以内
	セーフティ	次のいずれにも該当する方 1.借換枠の対象者に該当すること 2.「中小企業信用保険法第2条第5項第1号から8号（セーフティネット保証制度）」の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方	返済資金 （保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金）	8,000万円以内
	危機対応	次のいずれにも該当する方 1.借換枠の対象者に該当すること 2.「中小企業信用保険法第2条第6項（大規模な経済危機、災害等により売上高等が減少）」の規定に基づく特例中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方	運転資金	8,000万円以内
	経営力強化	次のいずれにも該当する方 1.借換枠の対象者に該当すること（「2.本制度を利用することにより、実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」及び「3.据置期間を設ける場合は、据置期間経過後の実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」の要件を除く） 2.金融機関及び経営革新等支援機関※の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方 ※中小企業等経営強化法に基づき主務大臣の認定を受けた経営革新等支援業務を行う者をいう		8,000万円以内
	再生計画（注1）	次のいずれにも該当する方 1.和歌山県中小企業再生支援協議会等による支援決定により作成した経営改善・再生計画に基づいて、経営改善・事業再生を実施する方 2.金融機関の支援を受けつつ、経営改善・事業再生の実施状況の報告を行う方 3.返済資金利用の場合は、借換枠の対象者に該当すること（「2.本制度を利用することにより、実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」及び「3.据置期間を設ける場合は、据置期間経過後の実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」の要件を除く）	返済資金 （保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金） 設備資金 運転資金	1億6,000万円以内

資金	枠	融資対象	資金 使 途	融資限度額
⑧ 事業承継支援資金（注1）	事業承継支援	県内に居住または県内に事業所を有する中小企業者等であって、県内で信用保証協会の定める対象業種に属する事業を承継しようとする方（事業承継後5年未満の方を含む）で、次のいずれかに該当する方 1.経営承継円滑化法に基づく知事の認定を受けた方（注2） 2.会社または個人事業主から、事業の一部または全部を承継する方（親族、従業員、会社など）で、承継計画書を定める方	設備資金 運転資金	2億8,000万円以内
	承継特別支援	次の1.又は2.に該当し、かつ、3.に該当する方 1.3年以内に事業承継を予定する事業計画書を有する法人 2.令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していない方 3.次の①～④までに定める全ての要件を満たす方 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと	返済資金 設備資金 運転資金 （注3）（注4）	2億8,000万円以内 （注5）
	経営承継借換	次のいずれにも該当する方 1.事業承継支援枠1.に該当すること 2.承継特別支援枠3.に該当すること 3.認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること	返済資金 （注3）	8,000万円以内

融資利率	信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	備 考
年1.80% 以内 (注2) (注3)	年0.45%~1.30% P2保証料率区分 表1.③参照 (注4) 【責任共有制度】	10年以内	均等分割償還 (据置) 1年以内	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	(注1) 資金繰り安定資金・再生計画枠においては、融資対象から特定非営利活動法人を除く (注2) セーフティネット保証(経営安定関連保証)第1~4号及び第6号を利用する場合、融資利率は表示より0.2%低い利率が上限となります。 (注3) 返済資金に県融資制度以外の保証協会の保証付融資の残高を含む場合、融資利率は表示より0.3%高い利率が上限となります。 (注4) セーフティネット保証(経営安定関連保証)第1~4号及び第6号を利用する場合、保証料率は0.60%、第5、7、8号を利用する場合、保証料率は0.50%となります。 (注5) 全国統一の保証制度を活用しており、責任共有制度の対象。ただし、責任共有制度対象外となる借入金を同額以内で返済しようとする場合は例外的に責任共有制度対象外となります(再生計画枠は、セーフティネット保証(経営安定関連保証)第5号であって、危機関連指定期間に保証申込み受付し、かつ貸付実行された借入金を同額以内で返済しようとする場合を含む)。 (注6) 全国統一の保証制度(事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度)を活用しており、国の補助により保証料率が年0.2%となります。ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料率は国の補助対象外となりますので、詳細はリーフレット又は和歌山県ホームページをご参照ください。
第1~4、6号 年1.60% 以内(注3)	第1~4、6号 年0.60% 【責任共有制度対象外】		均等分割償還 (据置) 2年以内		(注5) 全国統一の保証制度を活用しており、責任共有制度の対象。ただし、責任共有制度対象外となる借入金を同額以内で返済しようとする場合は例外的に責任共有制度対象外となります(再生計画枠は、セーフティネット保証(経営安定関連保証)第5号であって、危機関連指定期間に保証申込み受付し、かつ貸付実行された借入金を同額以内で返済しようとする場合を含む)。 (注6) 全国統一の保証制度(事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度)を活用しており、国の補助により保証料率が年0.2%となります。ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料率は国の補助対象外となりますので、詳細はリーフレット又は和歌山県ホームページをご参照ください。
第5、7、8号 年1.80% 以内(注3)	第5、7、8号 年0.50% 【責任共有制度】				
年1.60% 以内 (注3)	年0.50% 【責任共有制度対象外】	返済資金 10年以内	均等分割償還 (据置) 1年以内		○特定中小企業者及び特例中小企業者の認定は、本店(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村の商工担当課にお問い合わせ下さい。 ○経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援費用の一部を補助する制度がありますので、ご利用ください(問合せ先) 和歌山県経営改善支援センター 073-422-1113 和歌山県信用保証協会 073-433-9704 ○和歌山県再生支援協議会 073-402-7788 (和歌山商工会議所内)
(責任共有制度の場合(注5)) 借換枠と同じ	年0.45%~1.25% P2参照 【責任共有制度】	運転資金 5年以内 (返済資金を含む場合は 10年以内)	均等分割償還 (据置) 1年以内		
(責任共有制度対象外の場合(注5)) 危機対応枠と同じ	年0.50%~1.30% P2参照 【責任共有制度対象外】	一括償還 1年以内 分割償還 15年以内	一括償還 または 均等分割償還 (据置) 5年以内		
返済資金(注5) (責任共有制度の場合) 借換枠と同じ (責任共有制度対象外の場合) 危機対応枠と同じ	年0.20% (注6)	設備・運転資金 年1.20%以内			

融資利率	信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	備 考
年1.20% 以内	年0.45%~1.30% P2保証料率区分 表1.③参照 【責任共有制度】	設備資金 10年以内 (建物取得等は 20年以内)	均等分割償還 (据置) 設備 1年以内 運転 6か月以内	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	(注1) 事業承継支援枠の融資対象1及び経営承継借換枠においては融資対象から特定非営利法人等を除く (注2) 認定を受けた中小企業者の代表者及び認定を受けた事業を営んでいない個人を含む (注3) 返済資金とは、保証協会の保証付き融資の残高を返済するための資金を指します。また、承継特別支援枠及び経営承継借換枠の返済資金に係る資金については、事業承継前における個人保証を付している既往借入金のみが対象となります。 (注4) 設備資金及び運転資金は1.に該当する方のみが対象となります。 (注5) 返済資金を含む場合、融資限度額は8,000万円となります。なお、返済資金以外の別口での利用を妨げるものではありません。
	ただし、経営者保証コー ディネーターによる確認を 受けた場合は 年0.20%~0.80% P2保証料率区分 表1.②参照 【責任共有制度】	10年以内	均等分割償還 (据置) 1年以内	保証人は不要 担保は保証協 会及び取扱金 融機関の所定 の条件による	○経営承継円滑化法 (担当課:県商工振興課 073-441-2740)

資金	枠	融資対象	資金 使 途	融資限度額
⑨ 成長サポート資金	人材投資	次のいずれかに該当する方 1.新たに常用労働者(注1)を1名以上雇用し、または非正規労働者(注2)1名以上を常用労働者に転換し、常用労働者総数を拡大することが確実に見込まれる方 2.新たに非正規労働者(注2)を2名以上雇用し、労働者総数を拡大することが確実に見込まれる方 3.プロフェッショナル人材お試し雇用補助金または成長企業支援補助金の交付決定を受け中核人材を確保する方 4.働きやすい職場環境の整備に取り組む方	設備資金 運転資金	1億円以内
	チャレンジ応援(注3)	次のいずれかに該当する方 (認定) 1.中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を作成し、知事の認定を受けた方で、当該計画に従って経営革新のための事業を実施する方 2.中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画を作成し、国の認定を受けた方で、当該計画に従って事業を実施する方(ただし、新事業活動に該当する事業に限る) 3.生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画を作成し、市町村長の認定を受けた方で、当該計画に従って事業を実施する方 (生産性向上) 4.生産性またはエネルギー効率が1%以上向上する設備を導入する方 5.ものづくり経営改善インストラクターの派遣を受けて事業改善に取り組む方 6.和歌山IoT等導入促進プロジェクトによる専門家派遣を受けて生産性向上に取り組む方 (補助金) 7.新商品の開発、新技術の開発や実用化のための以下の助成事業に係る交付決定を受けた方 ①わかやま中小企業元気ファンド事業 ②先駆的産業技術研究開発支援事業 8.国のものづくり補助金に係る交付決定を受けた方 (第二創業) 9.金融機関及び経営革新等支援機関※の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定して、第二創業しようとする方 ※中小企業等経営強化法に基づき主務大臣の認定を受けた経営革新等支援業務を行う者をいう 10.県の創業者等認定制度の認定またはクラウドファンディング活用支援の対象となり、新事業展開に取り組む方	設備資金 運転資金	設備資金 1億円以内 運転資金 8,000万円以内
	観光振興対策	外国人観光客誘客や新サービスの提供など「おもてなし充実」への取り組みに関する事業計画を定め、不特定多数の方が利用する対象施設※の整備・改修を行う方 ※対象施設 1.宿泊施設(ホテル、旅館、民宿 など) 2.温泉保養施設(露天風呂、クアハウス など) 3.交通施設(観光貸切バス、遊覧船 など) 4.休憩食事施設(レストラン、ドライブイン、観光会館 など) 5.観光土産品販売施設(土産物店 など) 6.その他(不特定多数の方が利用する観光施設と認められる施設)		設備資金 1億円以内 運転資金 8,000万円以内

⑩ 災害復旧対策資金	※災害復旧対策資金については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害の復旧に要する資金であり、当該資金の適用については、その都度別途定める。			
------------	--	--	--	--

融資利率	信用保証料率	融資期間	償還方法 (据置期間)	保証人・担保	備 考
年1.20% 以内	年0.45%~1.30% P2保証料率区分 表1.③参照 【責任共有制度】	10年以内			(注1) 常用労働者は、パートタイム労働者を除き、かつ雇用保険に加入見込みであること (注2) 非正規労働者は、1年以上の継続雇用を予定し、かつ雇用保険に加入見込みであること ○プロフェッショナル人材お試し雇用補助金 (担当課:県労働政策課 073-441-2805) ○成長企業支援補助金 (担当課:県企業振興課 073-441-2760)
年1.20% 以内 融資対象 1.~3.の場合は 年1.00%以内	年0.50%又は0.85% ただし、融資対象 4~10については 年0.45%~1.30% P2保証料率区分 表1.③参照 【責任共有制度】	設備資金 10年以内 (建物取得等は 20年以内) 運転資金 10年以内	均等分割償還 (据置) 設備 1年以内 運転 6か月以内	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	(注3) 成長サポート資金・チャレンジ応援枠のうち融資対象1~3においては、融資対象から特定非営利活動法人を除く 1.中小企業等経営強化法 (担当課:県企業振興課 073-441-2760) 3.生産性向上特別措置法 (担当課:県産業技術政策課 073-441-2355) 5.ものづくり経営改善インストラクター (担当課:県企業振興課 073-441-2760) 6.和歌山IoT等導入促進プロジェクト (担当課:県産業技術政策課 073-441-2355) 7.わかやま中小企業元気ファンド事業 (担当課:県企業振興課 073-441-2760) 7.先駆的産業技術研究開発支援事業 (担当課:県産業技術政策課 073-441-2355) 8.国のものづくり補助金 (問合せ:和歌山県中小企業団体中央会 073-421-3500) 10.創業者等認定制度 (担当課:県産業技術政策課 073-441-2355) 10.クラウドファンディング活用支援 (担当課:県商工振興課 073-441-2744)
年1.20% 以内	年0.45%~1.30% P2保証料率区分 表1.③参照 【責任共有制度】				

経営支援資金(一般枠)における「知事が定める不況業種」

- 総合工事業 ○職別工事業(設備工事業を除く。) ○設備工事業 ○繊維工業 ○木材・木製品製造業(家具を除く。) ○家具製造業
- 建具製造業 ○プラスチック製品製造業 ○なめし革・同製品・毛皮製造業 ○鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く。)
- 建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く。) ○繊維機械製造業 ○ポタン製造業 ○漆器製造業
- 畳製造業 ○ほうき・ブラシ製造業 ○家具・建具卸売業 ○旅館、ホテル

取扱金融機関について (順不同)

三菱UFJ銀行／三井住友銀行／りそな銀行／みずほ銀行／商工組合中央金庫／紀陽銀行／南都銀行／池田泉州銀行／百五銀行／第三銀行／関西みらい銀行／きのくに信用金庫／新宮信用金庫／近畿産業信用組合／ミレ信用組合／和歌山県医師信用組合／和歌山県信用農業協同組合連合会／わかやま農業協同組合／ながみね農業協同組合／紀の里農業協同組合／紀北川上農業協同組合／ありだ農業協同組合／紀州農業協同組合／紀南農業協同組合／みくまの農業協同組合

※振興対策資金(組合枠)及び小企業応援資金(組合枠)については、商工組合中央金庫が取扱金融機関となります。

中小企業金融のご相談は

○和歌山県

商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	(073) 441-2744 (直通)
海草振興局 地域振興部 企画産業課	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	(073) 432-4111 (代表)
那賀振興局 地域振興部 企画産業課	〒649-6223 岩出市高塚209	(0736) 63-0100 (代表)
伊都振興局 地域振興部 企画産業課	〒648-8541 橋本市市協4-5-8	(0736) 34-1700 (代表)
有田振興局 地域振興部 企画産業課	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1	(0737) 63-4111 (代表)
日高振興局 地域振興部 企画産業課	〒644-0011 御坊市湯川町財部651	(0738) 22-3111 (代表)
西牟婁振興局 地域振興部 企画産業課	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	(0739) 22-1200 (代表)
東牟婁振興局 地域振興部 企画産業課	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8	(0735) 22-8551 (代表)

○関係団体

和歌山県信用保証協会 本所	〒640-8158 和歌山市十二番丁39番地	(073) 423-2255
和歌山県信用保証協会 田辺支所	〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘21番24号	(0739) 22-4666
和歌山県中小企業団体中央会	〒640-8152 和歌山市十番丁19番地 (Wajima十番丁4階)	(073) 431-0852
(公財) わかやま産業振興財団	〒640-8033 和歌山市本町二丁目1番地 (フォルテワジマ6階)	(073) 432-3412

○政府系金融機関

日本政策金融公庫 和歌山支店 国民生活事業	〒640-8158 和歌山市十二番丁58番地	(073) 422-3151
// 中小企業事業	//	(073) 431-9301
日本政策金融公庫 田辺支店	〒646-0031 田辺市高雄1丁目11-27	(0739) 22-6120
商工組合中央金庫 和歌山支店	〒640-8152 和歌山市十番丁2-1	(073) 432-1281

※このほか、取扱金融機関、各商工会議所、各商工会、各市町村でも相談に応じています。

ご利用に当たって

融資制度は、令和3年4月1日現在のものです(金融情勢の変動により金利等を変更することがあります)。

また、この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。

融資については金融機関が、保証については信用保証協会が資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。

融資制度を含めた各種支援策については、下記サイトをご覧ください。

国・県等の産業施策を一元的に集約したWEBサイト「わかやま企業応援ナビ」

<http://www.wakayama-sangyo.com>

わかやま企業応援ナビ

検索



地球環境保護のために、植物油インキを使用しています。